

『豊後國風土記』 総記の意義

序

『豊後國風土記』 総記には、次のような記事がある。

豊後の國は、本、豊前の國と合せて一つの國たりき。昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし大足彦の天皇、豊國直等が祖、菟名手に詔したまひて、豊國を治めしめたまひしに、豊前の國仲津の郡の中臣の村に往き到りき。時に、日晚れて僑宿りき。明くる日の味爽に、忽ちに白き鳥あり、北より飛び來たりて、此の村に翔り集ひき。菟名手、即て僕者に勒せて、其の鳥を看しむるに、鳥、餅と化爲り、片時が間に、更、芋草數千許株と化りき。花と葉と、冬も榮えき。菟名手、見て異しと爲ひ、歡喜ひて云ひしく、「化生りし芋は、未曾より見しことあらず。實に至徳の感、

井上隼人

乾坤の瑞なり」といひて、既にして朝廷に參上りて、狀を舉げて奏聞しき。天皇、ここに歡喜び有して、即ち、菟名手に勅りたまひしく、「天の瑞物、地の豊草なり。汝が治むる國は豊國と謂ふべし」とのりたまひ、重ねて姓を賜ひて、豊國直といふ。因りて豊國といふ。後、兩つの國に分ちて、豊後の國を名と爲せり。

ここでは、天皇の使者である菟名手のもとへ白鳥が飛來して餅に変化し、更に芋に変化するという記事が記述されている。

この記事には、いわゆる「餅的」と呼ばれる類話があり、『豊後國風土記』 田野条、塵袋第九所引『豊後國風土記』 逸文、河海抄卷第二所引『山城國風土記』 逸文、神名帳頭註所引『山城國風土記』 逸文の計四例が残っている。ただし、類話では餅が白鳥に変化して飛び去るという記述になっっている。当該条のように、白鳥が飛來してくる記述にはなっていない。そして白

鳥が餅になり、更に芋にまで変化することも、類話にない要素である。当該条は、白鳥が飛来する点、そして白鳥は餅に変化し、更に芋に変化するというにおいて、類話にない特殊な要素を持つている。

更に、この白鳥↓餅↓芋という変化は、菟名手・大足彦天皇によつて「乾坤の瑞」「二天の瑞物、地の豊草」と解釈されているように、祥瑞として表されている。このような表現は類話には見られない。白鳥↓餅↓芋という変化は類話に無い要素を持つばかりでなく、祥瑞として表されている点でも特殊なのである。祥瑞の報告は考課令で規定されているように国郡司の義務であり、官人の業務評価に関わるものであった。当該条だけに特殊な要素が見られ、なおかつ祥瑞として表されていることは国郡司の作為的な意図が働いている可能性がある。

そこで、本論考では白鳥が飛来することの意義、また、白鳥が餅になり、更に芋に変化することの意義について考察していく。それによつて、総記記事の意義及び『豊後國風土記』の記事作成方法について考えていきたい。

一、白鳥・餅・芋の意義

まずは白鳥・餅・芋の意味するところについて「餅的」と呼ばれる類話を参考に検討してみる。

1. 田野郡の西南のかたにあり。此の野は廣く大きく、土地沃腴えたり。開墾の便、此の土に比ふものなし。昔者、郡内の百姓、此の野に居りて、多く水田を開きしに、糧に

餘りて、畝に宿めき。大きに奢り、已に富みて、餅を作ちて的と爲しき。時に、餅、白き鳥と化りて、發ちて南に飛びき。當年の間に、百姓死に絶えて、水田を造らず、遂に荒れ廢てたりき。時より以降、水田に宜しからず。今、田野といふ、斯其の縁なり。

(『豊後國風土記』田野条)

2. 昔、豊後ノ國球珠ノ郡ニヒロキ野ノアル所ニ、大分ノ郡ニスム人、ソノ野ニキタリテ、家ツクリ、田ツクリテ、スミケリ。アリツキテ家トミ、タノシカリケリ。酒ノミアソビケルニ、トリアヘズ弓ヲイケルニ、マトノナカリケルニヤ、餅ヲク、リテ、的ニシテイケルホドニ、ソノ餅、白キ鳥ニナリテ飛ビサリニケリ。ソレヨリ後、次第ニオトロヘテ、マドヒウセニケリ。アトハムナシキ野ニナリタリケルヲ、天平年中ニ速見ノ郡ニスミケル訓邇ト云ケル人、サシモヨクニギハヒタリシ所ノアセニケルヲ、アタラシトヤ思ヒケン、又コ、ニワタリテ田ヲツクリタリケルホドニ、ソノ苗ミナカレウセケレバ、オドロキオソレテ、又モツクラズステニケリト云ヘル事アリ。

(塵袋第九所引『豊後國風土記』逸文)

3. 風土記に曰はく、伊奈利と稱ふは、秦中家忌寸等が遠つ祖、伊侶具の秦公、稻梁を積みて富み裕ひき。乃ち、餅を用ちて的と爲ししかば、白き鳥と化りて飛び翔りて山の峯に居り、伊禰奈利生ひき。遂に社の名と爲しき。其の

苗裔^{すゑ}に至り、先の過^{あやまち}を悔いて、社の木を拔^ぬじて、家に殖^ええて
埒^わみ祭りき。今、其の木を殖^ええて蘇^いきば福^{さきはひ}を得、其の木
を殖^ええて枯れば福あらず。

(神名帳頭註所引『山城國風土記』逸文)

説話の1では、的にされた白鳥が飛び去ること水田に適さ
なくなる記述がある。2では、白鳥が飛び去った後の地で農耕
を行おうとした人物の記述があり、植えた苗が皆枯れ失せたと
されている。このことから、いったん白鳥が飛び去った地は、
その後も不毛であることが分かる。3では、秦公伊呂具^{はたのみみいろぐ}が餅を
的にしたところ、白鳥になって飛び去ったとあるが、その後の
土地が変化した記述はされない。しかし、3は「先の過^{あやまち}を悔い
て」という表現があることから、白鳥が飛び去った後に何らか
の不利が生じたものと考えられる。3も1、2と同様に、白鳥
が飛び去ることで不毛な土地になったことを伝える記事だと考
えられる。「餅の的」型説話は、白鳥が飛び去ることで不毛な
土地になることを暗に物語っている。⁽²⁾

秋本氏が指摘するように、白鳥は実りをもたらす穀霊として
表されているのであろう。⁽³⁾「餅の的」型説話には、穀霊がいな
い土地では農耕が出来ないという意識が働いている。このこと
から考えると、当該条における白鳥の飛来は穀霊の飛来を意味
しており、天皇の治世が及んだことで農耕可能な土地になった
ことを語っていると考えられる。

そして1で稲の豊作時に余った糧で餅を作り、的にしている
ことからすると餅は稲の豊作を象徴するものであり、稲作を象

徴的に表した姿だと考えられる。

また、芋は坪井洋文氏によれば雑穀・根菜類などの畑作物の
豊作の象徴であると指摘されている。⁽⁴⁾正月儀礼において、餅の
代わりに里芋を供える例が多く見受けられ、畑作を主要な農耕
とする畑作民の存在を坪井氏は指摘している。芋は畑作を象徴
的に表した姿であろう。

このように、白鳥(穀霊)・餅(稲作)・芋(畑作)は全て農
耕に関わる要素だと考えられる。そして、その穀霊が変化した
姿である芋は「花と葉と、冬も榮えき」とあるようにこの地に
定着した記述として読み取れる。類話のように穀霊が去った話
とはなっていないのである。他の類話とは異なり、当該条では、
農耕がこの地に定着したことを語っている点であろう。

ただし、白鳥は餅↓芋という変化を経ている点にはいまい少し
注目する必要がある。この変化は、文脈から察するに稲作(餅)
から畑作(芋)へと移り変わったことを意味する。では、な
ぜ稲作から畑作へ変わったことを語っているのか。この変化は
当該条のみに見られる要素であるため、この土地の特殊性と関
わっている可能性がある。そこで、次に土地という観点から考
察してみる。

二. 当該地における農耕の変化

当該条の舞台である豊前国仲津郡中臣村は、福岡県行橋市草
場付近に比定されている。⁽⁵⁾この付近で注目したいのが、辻垣ヲ
サマル遺跡である。それというのも、この遺跡からは農耕跡が
見つかっているからである。

報告書⁽⁶⁾によれば、辻垣ヲサマル遺跡が営まれた時期は、主に縄文晩期から古墳時代初頭であるらしい。祓川流域に位置しているため、利水に適していたとのことである。祓川は網状に広がる流路跡を持ち、この地はかつて湿地帯であったらしい。

この遺跡は発掘時に北から順番に第一区から第六区まで区分けがされている。湿地帯であった当該遺跡は時代が下るにつれて南側に位置する第六区から北側の第一区へと陸地化が進んでいったと見られている。当該遺跡中、最も早く陸地化（縄文晩期と見られている）したとされる第六区からは、水田跡に比定される床土が三枚発掘されている。この床土は上下二層に分かれており、下層部から五メートル前後の床土が二枚、上層部から十メートル弱の床土が一枚見つかったとの報告がされている。

上層における床土の大規模化は、時代が下るにつれて何らかの農耕形態の変化があったものと思われる。第二区で行われた花粉分析で、時代が下ることにイネ属の花粉が減少しているという報告と併せて考えると、床土の大規模化は畔を必要としない畑への移行であろう⁽⁷⁾。当該条の比定地付近は陸地化に伴い、稲作から畑作へと変化していったと考えられる。陸地化によって稲作に不向きな地の開墾がされる中で、安定した収穫を確保するための変化だったのだったのだろう。

それならば、当該条において餅から芋へと変化するのも、農耕形態の変化を意味しているのではないか。当該条における特殊な要素（餅から芋への変化）は土地の特殊な農耕事情と対応しているものと考えられる。

三．総記の意義と記事作成の背景

では、なぜこのような特殊な土地を舞台とした話が総記に描かれているのか。そもそも、隣国である豊前の話が豊後の総記に採用されているのも不自然さを否めない。そのことを考えるために、『風土記』編纂時の農耕政策について考えてみる。それというのも、この時期国家は農耕政策の転換をしているからである。

周知のように、初期の律令体制下では口分田の班給に見られるように稲作が重視されていた。しかし、『風土記』が撰進される頃には、農耕政策が大きな転換をしている。それは、陸田制の推進である。

霊亀元年（七一五年）の詔には、次のように記されている。

4. (前略) 今、諸国の百姓、産術を尽さず、唯、水沢の種に趣きて、陸田の利を知らず。或は滂旱に遭はば、更に餘穀無く、秋稼若し罷まば、多く饑饉を致さむ。此れ乃ち唯に百姓の懈懶せるのみに非ず、固に国司の教道存せぬことによる。百姓をして、麦禾を兼ね種うることを、男夫一人ごとに二段ならしむべし。(中略) 若し百姓の、粟を輸して稲に転ずる者有らば聴せ。(傍線筆者)

この詔では、稲が不作だった場合の飢饉対策として雑穀栽培を推進している。これは、稲作の推進だけでは飢饉への対応が出来なくなったことを表している。稲の代わりに粟を納めるこ

とまで認められているのである。そして陸田制の推進は「国司の教道」であるとされる。農耕政策の稲作から畑作への転換は、前述の辻垣ヲサマル遺跡での変化と一致している。

無論、辻垣ヲサマル遺跡と5の詔とは時代差がある。だが、問題は陸田制推進期に、稲作↓畑作という変化をした地（しかも国外）が総記に選ばれていることである。当該地が総記の舞台として選ばれているのは、かつて水田から陸田へと移行した地であり、陸田制の推進という朝廷の志向に沿う地であるとの判断に基づくのであろう。このように考えてくると、当該条は農耕政策の転換に敏感な人物によって、意図的に描かれていると考えられる。

四 農耕政策と官人評価

では、当該条はどのような人物によって作られたのか。前述4の詔に「国司の教道」とあることからすれば、国司である可能性が高い。

国司は考課令に、

5. (前略)其れ田農を勸め課せて、能く豊に殖ゑしめたらば、亦見地に准りて、十分に為りて論せよ。二分加えたらば、各考一等進めよ。二分加へたらむ毎に、一等進めよ。謂はく、熟田の外に、別に能く墾り発せる者をいふ。其れ勸め課すること加へずして、以て損減致すこと有らば、謂はく、熟田の内に、荒廢すること有るをいふ。一分損せらば、考一等降せ。一分損せらむ毎に、一等降せ。(後略)

と規定されるように、農耕を勧めることが重要な任務であった。農耕推進は彼らの進退にも関わっており、勸農を怠ることは不利益を招くことにもなった。

このような国司の姿は、養老二年(七一八年)の道君首名の卒伝にうかがうことが出来る。

6. 乙亥、筑後守正五位道君首名卒しぬ。首名少くして律令を治め、吏職に曉らかに習へり。和銅の末に出でて筑後守となり、肥後国を兼ね治めき。人に生業を勸めて制条を為り、耕営を教ふ。頃畝に菓菜を樹ゑ、下、雞肫に及るまで皆章程有りて曲さに事宜を尽せり。既にして時案行して、如し教えへに適はぬ者有らば随に勘当を加へり。始めは老少窃かに怨み罵れり。その実を収るるに及びて悦び服はぬこと莫し。一兩年の間に国中化けり。(後略)

(傍線筆者)

道君首名は律令に詳しい人物であったとされ、筑後守として農耕推進にあたったことが記されている。「和銅の末」(七一五年)に、農耕を勧め、民を教化した官人の姿が描かれているのである。

このような卒伝は、『続日本紀』においてはこの道君首名のものが初見である。奇しくもそれは、陸田制が推進された時期である。道君首名以前の卒伝は、壬申の乱での功績を伝えたり、天武天皇の皇子であることを伝えたりする内容のものばかりであった。陸田制の推進を境に、道君首名のように地方

官人が農耕推進をした卒伝が見られるのである。

このような卒伝の変化は、陸田制推進を目論んだ朝廷が勸農に功績のあった地方官人を顕彰するような方針になったことを示していると考えられる。少なくとも養老二年（七一八年）頃から農耕政策に対する勤務態度が地方官人の評価に関わるようになったのであろう。

天平七年（七三五年）には国司に法の遵守を求める勅が出さされている。その内容を見ると、

7. 朕、卿等を選ひて、任けて国司とす。条章遵守奉れるは、僅に一兩人のみ有り。而も或人は虚事を以て声誉を求め、或人は公家に背きて私業に向へり。此に因りて、比年、国内弊え損はれ、百姓困乏めり。理然るべからず。今より以後、勤恪めて法を奉けたまはる者は褒賞し、懈怠りて状無き者は貶黜せむ。斯の意を知りて各自努力むべし。

（傍線筆者）

として、法の遵守が国司の進退に関わることが述べられている。国司が法に背いているため、国内が疲弊し、百姓が窮乏していると考えられている。この国内の疲弊や百姓の窮乏は、天平九年（七三七年）の私稲出挙を禁じる詔によれば、

8. 如聞らく、臣家の稲、諸国に貯み蓄へ、百姓に出挙し、利を求めて交関す。無知の愚民、後の害を顧みずして安きに迷ひ食を乞ひ、この農務を忘れて遂に乏困に逼まられ、

他所へ逃亡して父子流離し、夫婦相失ふときく。百姓の弊窮斯に因りて、弥甚だし。實に是れ、国司の教諭、方に乖けるが致せるなり。朕甚だ愍む。民を済ふ道、豈此の如くあるべけむや。今より以後、悉く皆禁断す。百姓を催し課せ、一ら産業に赴かしめ、必ず地宜を失はざらしめば、人阜かにして、家贍はむ。如し違ふこと有らば、違勅を以て論ひ、その物は没官、国郡の官人は即ち見任を解け。

（傍線筆者）

とされ、農耕に従事しないことが原因であると述べられている。百姓が農耕に従事せず、窮乏するのは「国司の教諭」が法に背いていることが原因だとされている。霊龜元年（七一五年）に陸田制推進の詔が出されてからは農耕を勧めることが国司にとつて法を遵守することになり、進退にも関わっていたのである。これは、農耕を奨励して民の窮乏状態を克服し、統治を行き渡らせようとする朝廷の目論見があったのであろう。

このように見てくると、『豊後國風土記』総記は、農耕政策への対応が評価に関わるような人物、即ち国司級の人物によつて作成された記事だと考えられる。

『豊後國風土記』総記は律令統治と密なる関係を持つて作られた記事だと推測される。『豊後國風土記』には伝承を装いながら国司が作製した記事が載せられているのである。

結

『豊後國風土記』総記には、特殊な要素があった（白鳥↓餅↓芋という変化、穀霊の定着、隣国を舞台とする）。この特殊性は編纂時の勸農政策と大きく関わっていた。そのために、隣国である稲作↓畑作という変化を経た地が選ばれているのである。

『豊後國風土記』総記は、国司が在地の特殊な農耕事情を利用して、勸農政策の転換に対応しながら作成した記事であると考えられる。『豊後國風土記』には、国司が自らの評価に有利になるよう、伝承を装って作成した記事が載せられているのである。

〔注一覽〕

(1) 秋本吉郎 校注 『風土記』 日本古典文学大系 岩波書店 昭和四九年八月三十日。『風土記』本文は全てこれに拠った。

(2) 河海抄卷第二所引の『山城國風土記』逸文は次の通りである。

山城の國の風土記に云はく、南鳥部の里。鳥部と稱ふは、秦公伊呂具が餅、鳥と化りて、飛び去き居りき。其の所の森を鳥部と云ふ。

本説話は本文3と同様に秦公伊呂具が登場しているが、

3に見られるような要素が欠落し、簡素な記述になっている。3からの派生説話か。

(3) 日本古典文学大系『風土記』注による。

(4) 坪井洋文 『イモと日本人―民俗文化論の課題―』 未來社 一九八六年二月二五日

(5) 日本古典文学大系『風土記』注による。

(6) 一般国道10号線椎田道路関係埋蔵文化調査財報告 第二集 『辻垣ヲサマル遺跡』 福岡県教育委員会 一九九三年

三月三一日

(7) 報告書の読解に関しては、渡邊正人先生に助言を頂いた。ここに記して謝意を表す。

(8) 青木和夫 稲岡耕一 笹山晴生 白藤禮幸 校注

『続日本紀 二』 新日本古典文学大系 岩波書店 一九九〇年九月二七日

(9) 井上光貞 関晃 土田直鎮 青木和夫 校注 『律令』

日本思想体系新装版 岩波書店 二〇〇一年十月五日

(10) 青木和夫 稲岡耕一 笹山晴生 白藤禮幸 校注

『続日本紀 二』 新日本古典文学大系 岩波書店 一九九〇年九月二七日

(11) 靈龜元年までの卒伝は、坂上忌寸老（文武天皇三年五月辛酉）のように壬申の乱での功績を伝えるものであったり、大神朝臣高市麻呂（慶雲三年二月庚辰）のように誰の子であるかを伝えたりするものである。

(12) 青木和夫 稲岡耕一 笹山晴生 白藤禮幸 校注

『続日本紀 二』 新日本古典文学大系 岩波書店

一九九〇年九月二七日

(13) 右に同じ

(14) 『国司補任 第一』(宮崎康充 編 続群書類従完成会 平成元年六月三十日)によれば、『豊後國風土記』の成立時期(天平十一年〔七三九年〕までに成立)に豊後国国司としての赴任が確認できる人物は、天平二年の大夫と天平十年の陽胡史眞身やこのふひとまみであるとされる。大夫は大夫伴宿禰三依とする説があるが未詳である(竹内理三 山田英雄 平野邦雄 編 『日本古代人名辞典 2』 吉川弘文館 昭和五十二年十二月十日)。一方、陽胡史眞身まみは『養老律令』撰定に功があった人物である(竹内理三 山田英雄 平野邦雄 編 『日本古代人名辞典 6』 吉川弘文館 昭和五十二年十二月十日)。律令統治に極めて敏感であったはずだ。彼が農耕政策の転換に対応するような記事を作ったと考えれば、当該条の特殊性を理解しやすい。